

議 案 第 26 号

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

国民健康保険の保険料率の改定を行うとともに、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

摂津市国民健康保険条例（昭和44年摂津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第15条第1項第1号中「100分の7.89」を「100分の8.1」に改め、同項第2号中「28,607円」を「29,049円」に改め、同項第3号ア中「30,258円」を「30,244円」に改める。

第15条の5中「610,000円」を「630,000円」に改める。

第15条の5の5第1項第1号中「100分の2.69」を「100分の2.73」に改め、同項第2号中「9,358円」を「9,478円」に改め、同項第3号ア中「9,875円」を「9,858円」に改める。

第15条の9第1項第1号中「100分の2.66」を「100分の2.47」に改め、同項第2号中「19,729円」を「18,213円」に改める。

第15条の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第20条第1項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同項第1号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に

規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第3項中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改める。

附則第3条中「所得税法」との次に「、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と」を加える。

附則第6条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の摂津市国民健康保険条例第14条第1項、第15条第1項、第15条の5、第15条の5の5第1項、第15条の9第1項、第15条の10及び第20条

並びに附則第3条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。